

○ 財務省告示第二百六十四号  
平成十二年七月二十五条第十一項の規定へ平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成の規定による。政府短期証券（第二百二十四回）

二 一 発行条件等を次年八月四日より告示する。

二 一 発行条件等を次年八月四日より告示する。

の法律発行の根拠

の法律発行の根拠

三 四 発行方法の適用

三 四 発行方法の適用

四 行方法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。一格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法  
市る参て札發によ「争は受けるもとい  
場も加、「と行る価に日けるもとい  
特の者財同「発行格付本銀のう。  
別にご務時と行競し銀行のう。  
參よと大にい(以下入行ととし。  
加るに臣行う。・行募各れ及一札わする。  
第へ限國るび価一れ。I以度債入価格とる。  
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千三万四 九千千兆 百六二四 円百百千 十円百 七六 億七十 九七 千九 九百 二千八 一万 九二	額六額 面千面 金万金 額円額 でで 三千兆 六四千 百十九億 七十九億 九億	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

